

保育園及び学童保育所の待機児童の解消を求める意見書

子どもには適切な保育と教育を受ける権利がある。しかし保育園等を利用する児童数は246万人（2016年4月1日時点）に達し、待機児童数は前年に引き続き2万3,000人を超えた。また、学童保育所の全国の利用児童数は107万6,000人超（2016年5月1日時点）となり、過去最多を更新し続けている。

政府は全ての子どもたちが安心して育つことのできる社会の実現のため、十分な財源確保を進め、子どもたちの健やかな育ちの場を確保し、地域の子育て支援の充実を進めるべきである。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、待機児童の解消のため、下記の事項を含む施策の早急な実施を要望する。

記

- 1 待機児童の定義を潜在的待機児童も含めたものに見直し、保育園や学童保育所の必要な整備量を設定すること。
- 2 待機児童の解消及び子ども・子育て支援を拡充するため、十分な予算を確保し、子ども・子育て支援新制度への円滑な移行を進めること。
- 3 子どもの命を預かり、人格形成に重要な時期に適切な対応ができる保育人材を確保するために、保育士の賃金を引き上げる等、処遇改善を行うこと。
- 4 潜在保育士の活用、職場復帰策として短時間正社員制度を積極的に導入する等、保育士のライフ・ワーク・バランスの充実を図ること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成29年9月28日

三鷹市議会議長 宍戸 治 重